

令和4年1月25日

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

株式会社村建 河北郡津幡町字清水ア9

2 指名停止期間

令和4年1月25日 から 令和4年4月24日まで（3箇月）

3 指名停止事由

上記有資格業者は、令和2年6月30日を審査基準日とする経営事項審査において、完成工事高を水増しした虚偽の申請を行い、当該虚偽申請に基づいて得た経営事項審査結果を石川県に提出し、県はこの結果に基づき、令和3年度・令和4年度建設工事入札参加資格審査を行った。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められることから、県では同法第28条第3項の規定に基づき、令和4年1月25日付けで営業停止処分を行った。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2第15号に該当すると認められるため、指名停止とする。（土木部入札審査委員会決定）

(参考)

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）

措置要件	期 間
(建設業法違反行為) 15 石川県、新潟県、富山県及び福井県の区域内において建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	1箇月以上 9箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 大野
内 線 5023
外 線 076-225-1712